

○本宮市有料広告掲載の取扱いに関する要綱

平成19年1月1日

告示第14号

改正 平成28年2月2日告示第7号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市の広報紙等に掲載することができる広告(以下「広告」という。)の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の目的)

第2条 広告掲載は、民間企業等との協働により市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(掲載物)

第3条 広告を掲載することができるもの(以下「広告媒体」という。)は、次のとおりとする。

- (1) 広報もとみや
- (2) 本宮市ホームページ
- (3) その他広告媒体として活用できる資産で市長が個別に定めるもの

(掲載の範囲)

第4条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体には掲載しない。

- (1) 市の公共性及び中立性並びにその品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)の規定に該当する営業に係るもの又はこれに類するもののうち、青少年の健全な育成を阻害すると認められるもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に係るもの
- (4) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
- (5) その他広告として掲載することが妥当でないと市長が認めるもの

(広告掲載の優先順位)

第5条 広告掲載は、第9条に規定する広告掲載申込みの受付順とする。ただし、公共性の高い広告については、この限りでない。

(広告の掲載位置)

第6条 広告の掲載位置は、広告媒体ごとに市長が別に定める。

(広告掲載料)

第7条 広告掲載料は、有料とし、当該掲載料は、広告媒体ごとに市長が別に定める。

(掲載希望者の募集)

第8条 市長は、広告の掲載を希望する者(以下「広告掲載希望者」という。)を、広報紙等により公募するものとする。

(広告の申込み)

第9条 広告掲載希望者は、広告掲載申込書(様式第1号)に掲載しようとする広告の原稿案を添えて、市長に申し込むものとする。

(広告掲載の決定)

第10条 市長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果を広告の掲載を申し込んだ者(以下「広告主」という。)に広告掲載決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

2 広告掲載する旨の決定通知(以下「掲載決定通知」という。)を受けた広告主は、市長が指定する期日までに、掲載しようとする広告の版下原稿又は広告物を提出するものとする。

(広告掲載料の納付)

第11条 広告掲載料は、前条第2項の規定による掲載決定通知を受理した後において、市長が指定する期日までに、一括前納するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、掲載後に納付することができる。

(広告主の責任等)

第12条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

2 版下原稿及び広告物の作成経費は、広告主の負担とする。

(広告掲載の取消し)

第13条 市長は、広告掲載を決定した後に、掲載内容に市の行政運営上支障があると認められたとき、市長が指定する期日までに版下原稿若しくは広告物を提出しなかったとき又は第11条に規定する広告掲載料を納入しなかったときは、広告の掲載を取り消すことができる。

(広告掲載料の還付)

第14条 市長は、広告掲載料を受領した後に、広告主の責めに帰さない理由により広告を掲載できなかったときは、掲載できなかった期間に相当する広告掲載料を還付するものとする。

(広告掲載の取下げ)

第15条 広告主は、自己の都合により、書面を添えて広告掲載の取下げを市長に申し出ることができる。この場合においては、既納の広告掲載料は返還しない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、広告に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の本宮町有料広告掲載の取扱いに関する要綱(平成17年本宮町告示第89号)の規定によりなされた手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則(平成28年2月2日告示第7号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1号(第9条関係)

広 告 掲 載 申 込 書

年 月 日

本宮市長

住 所
氏名(名称)
電 話 番 号
F A X
E - m a i l
担当者氏名

本宮市有料広告掲載の取扱いに関する要綱第9条の規定に基づき、広告の原稿案を添えて、下記のとおり申し込みます。

記

1 広告の種類(希望する番号を○で囲み、必要事項を御記入ください。)

- (1) 広報もとみや
- (2) 本宮市ホームページ
(広告バナーからリンクを希望するURL)
- (3) その他()

2 掲載希望期間(希望する番号を○で囲み、必要事項を御記入ください。)

- (1) 広報もとみや

年 4月号	5月号	6月号	7月号	8月号	9月号
1枠・半枠	1枠・半枠	1枠・半枠	1枠・半枠	1枠・半枠	1枠・半枠
10月号	11月号	12月号	年 1月号	2月号	3月号
1枠・半枠	1枠・半枠	1枠・半枠	1枠・半枠	1枠・半枠	1枠・半枠

- (2) 本宮市ホームページ(年 月 日～ 年 月 日)
- (3) その他()

3 広告の掲載場所 市長が指定した場所

4 広告掲載料

広告掲載が決定されたときは、広告掲載料として_____円を支払います。

様式第2号(第10条関係)

第 号
年 月 日

様

本宮市長

広 告 掲 載 決 定 通 知 書

広告の掲載について次のとおり決定しましたので通知します。

記

- 1 広告の種類
 - (1) 広報もとみや
 - (2) 本宮市ホームページ
 - (3) その他()
- 2 決定区分
 - (1) 掲載します
 - (2) 掲載しません
(理由)
- 3 掲載期間
- 4 掲載場所
- 5 掲 載 料 _____ 円

(教示)

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。

様式第1号(第9条関係)

様式第2号(第10条関係)